特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名						
108	尼崎市 価書	母子父子寡婦福祉資金貸付事務 基礎項目評					

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

尼崎市長は、母子父子寡婦福祉資金貸付事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

母子父子寡婦福祉資金貸付事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

尼崎市長

公表日

令和5年7月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務					
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付事務					
②事務の概要	一 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十五条第二項(同法第三十一条の六第五項において準用する場合を含む。)の償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務					
③システムの名称	尼崎市母子父子寡婦福祉資金貸付システム					
2. 特定個人情報ファイ	ル名					
母子父子寡婦福祉資金情報	設ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲) 別表第1の第43項					
4. 情報提供ネットワー	クシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報」が含まれる項(26)(30)(87) (別表第二における情報照会の根拠) ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの(63の項) ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの(64の項) ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(65の項)					
5. 評価実施機関におけ	ける担当部署					
①部署	こども青少年局 こども福祉課					
②所属長の役職名	こども福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開						
請求先	尼崎市 総務局 行政マネジメント部 公文書管理担当 電話番号 06-6489-6171					
8. 特定個人情報ファイ	ルの取扱いに関する問合せ					

尼崎市 こども青少年局 こども福祉課 電話番号 06-6489-6349

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和5年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	i書]		2) 基礎	肢> 項目評価書 項目評価書及び 項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	:力を入れている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分 3) 課題	:力を入れている ^である !が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	:力を入れている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	:力を入れている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステムを]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	:力を入れている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[O]接続しない	(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	2) 十分 3) 課題	:力を入れている ^である !が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	2) 十分	:力を入れている			
7. 特定個人情報の保管・3	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分	:力を入れている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) 十分	肢> :力を入れて行って >に行っている >に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月31日	表紙 公表日	令和4年5月31日	令和5年5月31日	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和5年5月31日	[I 関連情報]-[7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求]-[請求先]	尼崎市 総務局 行政法務部 公文書管理担当	尼崎市 総務局 行政マネジメント部 公文書管 理担当	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更に当たら ないため。
令和5年5月31日	定期的な評価の見直し		しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかっ たため。
-					
					<u> </u>